

◆第5次大阪府障がい者計画の中間見直し 新旧対照表

参考資料1

頁		旧	新	備考
3	本文	新規追加	<p>国において、「<u>難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト（令和元年3月開始）</u>」の一環として、令和4年2月、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための基本方針が示されました。</p> <p>これを受け、大阪府では、難聴児の早期発見・早期支援に向けて、各関係所管課における取組み内容が一層推進するよう、第5次障害者計画に位置づけて取組みます。</p>	難聴児
3	本文	障がい福祉計画等については、国の基本指針（最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号）に即してとりまとめています。	障がい福祉計画等については、国の基本指針（令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後の全文）に即してとりまとめています。	時点修正
3	本文	新規追加	<p>なお、障がい者の文化芸術活動については、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」において、障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とし、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。大阪府では、障がいのある人の文化芸術活動の推進における現行の取組みや今後の取組みについて、同法第8条第1項の規定に基づき、地方自治体が策定する「<u>障害者による文化芸術活動の推進に関する計画</u>」として本計画の第4章に位置付けて推進していきます。</p>	文化芸術
7	本文	新規追加	<p>◎障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「<u>情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法</u>」という。）（令和4年5月施行）</p> <p>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関し、国及び自治体等の責務や国及び自治体が行う基本的施策を定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律が施行されました。</p>	法制度等の動向
7	本文	新規追加	<p>◎障害者総合支援法等の一部改正（令和6年4月1日施行、一部令和5年4月1日、10月1日施行）</p> <p>障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）などの措置を講じることが示されました。</p>	法制度等の動向

頁		旧	新	備考
7	本文	新規追加	<p>◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年4月施行）</p> <p>事業者による合理的配慮の提供が全国的に法的義務とする法改正がされました。また、これにあわせて、改正法の円滑な施行に向け、政府全体の方針となる障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が改定され、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例を新たに記載したほか、行政機関等・事業者と障害のある人の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることが明記されました。</p>	法制度等の動向
7	本文	新規追加	<p>◎難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の策定（令和4年2月策定）</p> <p>難聴児に対する早期支援の取組の促進が重要であることや、難聴児に対する早期支援の促進のためには、難聴児及びその家族に対して、都道府県及び市区町村の保健、医療、福祉、教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携して支援を行う必要性があることなどを踏まえ、国において基本方針を定め、各都道府県が策定する難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針とするとともに、難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策が示されました。</p>	法制度等の動向
8	本文	新規追加	<p>◎報酬改定（令和3年4月、令和4年10月）</p> <p>令和3年4月に障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行、地域生活の支援、相談支援の質の向上や効果的な就労支援の推進、医療的ケア児への支援等に向けた報酬改定が行われました。また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、介護・障害福祉職員の処遇改善として、令和4年10月以降について臨時的報酬改定が行われました。</p>	法制度等の動向
8	本文	新規追加	<p>◎障害者権利委員会による見解及び勧告を含めた総括所見（令和4年9月）</p> <p>令和4年8月に障害者権利条約の締約国として、障害者権利委員会による政府報告の審査が実施され、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。令和5年3月に策定された国の障害者基本計画（第5次）においては、総括所見で多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示されたことを受け、各府省において、当該基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる旨、記載されました。</p>	法制度等の動向
8	本文	その他、本計画に関する今後のトピックスとして、東京オリンピック・パラリンピック（令和3年開催予定）、大阪・関西万博（令和7年開催予定）などがあり、これらの動向を踏まえ、その趣旨等についても、できる限り計画に盛り込んでいきます。	その他、本計画に関する今後のトピックスとして、大阪・関西万博（令和7年開催予定）などがあり、これらの動向を踏まえ、その趣旨等についても、できる限り計画に盛り込んでいきます。	時点修正

頁		旧	新	備考
8	本文	<p>都道府県障がい者計画は、障害者基本法第11条第2項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画です。</p> <p>また、府民が行う障がい者に対する支援活動や市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインにもなるものです。</p>	<p>都道府県障がい者計画は、障害者基本法第11条第2項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画であり、<u>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。</u></p> <p>また、府民が行う障がい者に対する支援活動や市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインにもなるものです。</p>	情報アクセシビリティ法
9	本文	<p>本計画は、第6期大阪府障がい福祉計画と第2期大阪府障がい児福祉計画（以下、「第6気大阪府障がい福祉計画等」という。）を含めて一体的に記述しており、障がい福祉サービス等の見込量等については、市町村の算定したものを集計して設定し、第4章に該当部分をまとめて掲載しています。</p>	<p>本計画は、<u>第7期大阪府障がい福祉計画と第3期大阪府障がい児福祉計画（以下、「第7期大阪府障がい福祉計画等」という。）</u>を含めて一体的に記述しており、障がい福祉サービス等の見込量等については、市町村の算定したものを集計して設定し、<u>第5章</u>に該当部分をまとめて掲載しています。</p>	時点修正
10	本文	<p>以上のことから、関係計画との整合性を図りつつ、今後の社会状況の変化に柔軟に対応できる計画とするため、本計画の計画期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、障がい福祉計画等は、国の基本指針において、3年を1期として策定することになっており、第6期大阪府障がい福祉計画等は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とします。</p>	<p>以上のことから、関係計画との整合性を図りつつ、今後の社会状況の変化に柔軟に対応できる計画とするため、本計画の計画期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、障がい福祉計画等は、国の基本指針において、3年を1期として策定することになっており、<u>第7期大阪府障がい福祉計画等は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。</u></p>	時点修正
12	本文	<p>なお、<u>第6期障がい福祉計画等については、令和5年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和3年度から令和5年度</u></p>	<p>なお、<u>第7期障がい福祉計画等については、令和8年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和6年度から令和8年度</u></p>	時点修正
12	本文	<p>方策等については第3章に反映するとともに、成果目標や活動指標等については第4章において掲載しています。</p>	<p>方策等については第3章に反映するとともに、成果目標や活動指標等については<u>第5章</u>において掲載しています。</p>	時点修正
19	本文	<p>医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等</p>	<p><u>医療的ケアが必要な障がい児を含む医療的ケアを要する重症心身障がい児者等</u></p>	文言修正
22・23	本文	<p>そのような状況の中で、大阪府では、大阪府障がい者差別解消協議会において令和元年度から「大阪府障がい者差別解消条例」の見直し検討を行ってきました。合理的配慮が当たり前のものとして浸透し、障がい者差別のない社会をつくっていくためには、より多くの府民が社会的障壁の除去に取り組むことが重要です。今回の条例改正により、<u>令和3年度以降は、事業者においても、過重な負担が生じない範囲での合理的配慮の提供が義務化されることから、より一層の心のバリアフリー化を図っていきます。</u></p>	<p>そのような状況の中で、大阪府では、大阪府障がい者差別解消協議会において令和元年度から「大阪府障がい者差別解消条例」の見直し検討を行ってきました。合理的配慮が当たり前のものとして浸透し、障がい者差別のない社会をつくっていくためには、より多くの府民が社会的障壁の除去に取り組むことが重要です。<u>令和3年度の条例改正により、大阪府では、事業者においても、過重な負担が生じない範囲での合理的配慮の提供を義務化しましたが、障害者差別解消法の改正により令和6年4月からは全国的にも過重な負担が生じない範囲での合理的配慮の提供が義務化されました。こうした法改正や社会の動きも契機として、より一層、障がい者差別の解消に向けた啓発や、障がいに対する理解促進に努め、心のバリアフリー化を図っていきます。</u></p>	差別解消法改正

頁		旧	新	備考
24	本文	相談支援体制については、依然として基幹相談支援センターが未設置の市町村があり、引き続き設置に向けて市町村に働きかけていきます。さらに、個々の相談支援事業所で解決が難しい課題に直面した際に、関係機関が連携して対応できるようネットワーク機能の強化を図ることにより、個別支援の充実に取り組んでいきます。	相談支援体制については、依然として基幹相談支援センターが未設置の市町村があり、引き続き設置に向けて市町村に働きかけていきます。さらに、個々の相談支援事業所で解決が難しい課題に直面した際に、関係機関が連携して対応できるよう、 <u>市町村の自立支援協議会の活性化を促し、ネットワーク機能の強化や個別支援の充実に取り組んでいきます。</u>	時点修正
25	本文	具体的には、行政の福祉化などに基づく障がい者雇用の促進に向けた学校と事業者とが連携した取組み、文化芸術分野における創造・発表機会の確保や福祉と防災部局との連携による平時からの災害対策など、様々な主体の連携による取組みを進めていく必要があります。また、今後想定される大規模な自然災害で、障がい者が命を落とすことのないよう、避難場所の確保や避難支援の取組みについて関係機関、地域住民、事業所等が連携して検討を進めていきます。	具体的には、 <u>介護保険サービス利用に伴う相談支援専門員と介護支援専門員等の関係者間の連携</u> や、行政の福祉化などに基づく障がい者雇用の促進に向けた学校と事業者とが連携した取組み、文化芸術分野における創造・発表機会の確保や福祉と防災部局との連携による平時からの災害対策など、様々な主体の連携による取組みを進めていく必要があります。また、今後想定される大規模な自然災害で、障がい者が命を落とすことのないよう、避難場所の確保や避難支援の取組みについて関係機関、地域住民、事業所等が連携して検討を進めていきます。	自立支援協議会 提言
25	本文	新規追加	<u>これまで、分野別、年齢別に縦割りだった支援を当事者を中心とした「包括的」な支援とし、障がい者本人だけでなく、ヤングケアラーを含む家族介護者など、その世帯が抱える地域生活課題を把握・解決する「包括的な支援体制」が市町村において整備されるように支援します。</u>	ヤングケアラー
25	本文	新規追加	<u>また、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援や地域づくり等の取組みを活かしつつ、制度を横断し、狭間を埋めていく包括的な支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業が府内市町村において円滑に実施されるよう支援します。</u>	重層的支援体制 整備
25	本文	このような中、大阪府では、福祉人材を量・質ともに安定的に確保していくため、「 <u>大阪府介護・福祉人材確保戦略</u> 」をとりまとめ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチにより、オール大阪で取組みを進めています。	このような中、大阪府では、福祉人材を量・質ともに安定的に確保していくため、「 <u>大阪府介護・福祉人材確保戦略2023</u> 」をとりまとめ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチにより、オール大阪で取組みを進めています。	時点修正
28	本文	令和3年には東京オリンピック・パラリンピックが開催が予定され、令和7年には「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪・関西万博の開催が予定されています。オリンピック・パラリンピックや万博開催に向けた機運の後押しを受け、積極的にAI（artificial intelligence 人工知能）やICT（Information and Communication Technology 情報通信技術）等の先進技術を活用しながら、全ての障がい者へのサポートや負担軽減に向けた取組みを進めていきます。	令和7年には「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪・関西万博の開催が予定されています。万博開催に向けた機運の後押しを受け、積極的AI（artificial intelligence 人工知能）やICT（Information and Communication Technology 情報通信技術）等の先進技術を活用しながら、全ての障がい者へのサポートや負担軽減に向けた取組みを進めていきます。	時点修正
29	本文	医療依存度の高い重症心身障がい児者等、	<u>医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、</u>	文言修正
35	具体的 取組み	障がい者差別解消における合理的配慮の義務化等（障がい福祉企画課） 令和2年3月に障がい者差別解消協議会において「事業者による合理的配慮の提供について、法的義務化の検討を進めるべき」と提言されたことを踏まえ、条例改正について検討を行い、「事業者による合理的配慮の提供」が義務化されました。今後は、障害者差別解消法や障がい者差別解消条例の周知に加え、積み重ねた相談事例の紹介や心のバリアフリー推進事業の実施等により、障がい者を理由とする差別の解消についての理解が進むよう取り組みます。	障がい者差別解消における合理的配慮の義務化等（障がい福祉企画課） 令和2年3月に障がい者差別解消協議会において「事業者による合理的配慮の提供について、法的義務化の検討を進めるべき」と提言されたことを踏まえ、条例改正について検討を行い、「事業者による合理的配慮の提供」を義務化しました。今後は、障害者差別解消法や障がい者差別解消条例の周知に加え、積み重ねた相談事例の紹介や心のバリアフリー推進事業の実施等により、障がい者を理由とする差別の解消についての理解が進むよう取り組みます。	文言修正

頁		旧	新	備考
35	具体的 取組み	さらに、平成29年10月25日付けで障がい者を含む住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことを受け、これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を法に基づく登録制度に移行し、今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。	さらに、 <u>障がい者を含む住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき、市区町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促進します。</u>	時点修正
36	具体的 取組み	新規追加	○包括的な支援体制の整備（地域福祉課） 市町村において包括的な支援体制が構築・拡充されるよう市町村訪問による助言・先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。	重層的支援体制 整備
37	具体的 取組み	新規追加	○地域移行に向けた障がい者の理解促進（障がい福祉企画課、生活基盤推進課、地域生活支援課） 入所施設が地域の関係機関と連携し、地域における障がい者等の緊急時に備えた体験の機会の提供等により、障がい者の地域生活を支えることで障がい理解が図られるよう、働きかけていきます。 また、市町村等が地域移行先の地域資源との連携・調整や地域住民の理解促進等を総合的に取り組んでいくよう、働きかけていきます。	自立支援協議会 提言
38	具体的 取組み	新規追加	「水害ハザードマップ作成の手引き」を踏まえ、あらゆる人が活用できるハザードマップとなるよう、市町村に対し、音声読み上げ対応等について働きかけていきます。	情報アクセシビ リティ法

頁		旧	新	備考
41	本文	障がい者が社会で安心して生活し、地域共生社会を実現するためには、障がい者が自らの意思・希望で住まいの場を選択することができるよう支援していくことが重要です。そのためには、入所施設・精神科病院からグループホーム等へ生活の場を移し、地域での生活づくりを支援していく地域移行に取り組んでいきます。	障がい者が社会で安心して生活し、地域共生社会を実現するためには、障がい者が自らの意思・希望で住まいの場を選択することができるよう支援していくことが重要です。そのために、 <u>意思決定支援とそのための情報保障を前提として</u> 、入所施設・精神科病院からグループホーム等へ生活の場を移し、地域での生活づくりを支援していく地域移行に取り組んでいきます。	自立支援協議会 提言
41	本文	今後は、入所施設と地域との関係、入所施設の機能など、地域における入所施設のあり方について議論を深め、より具体的な取組みを進めていきます。	<u>大阪府自立支援協議会での提言において、相談支援をはじめとした行政・地域に求められる支援機能及び障がい者支援施設に求められる今日的な役割等が議論され、「地域における障がい者等への支援体制について」の提言（令和5年3月）」が示されました。</u>	自立支援協議会 提言
41	本文	新規追加	<u>提言では、市町村や地域の関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化や入所施設等をはじめとする支援機関が今後備えていくべき機能等が示されたことを踏まえ、障がい者が本人の望む地域で安心して生活できるよう、具体的な取組みを進めていきます。</u>	自立支援協議会 提言
41	本文	入所施設等から地域生活への移行については、入所者が重度化・高齢化していることから、市町村が基幹相談支援センターに配置している地域体制整備コーディネーターとともに入所施設と連携し、障がい者やその家族、施設・事業所職員等の地域生活への意識啓発に取り組めるよう働きかけるとともに、重度化対応には個別支援の充実が重要であり、グループホームなどでの支援体制の充実を図り、地域生活を希望する者が地域で安心して生活することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備してまいります。	入所施設等から地域生活への移行については、入所者が重度化・高齢化していることから、 <u>市町村及び基幹相談支援センターが入所施設等と連携し、障がい者やその家族、施設・事業所職員等が障がい者の地域での生活をイメージするとともに、地域にあるさまざまな社会資源が有機的に連携し課題に対応していく必要があることから、</u> 地域生活への意識啓発に取り組んでいきます。 <u>また、</u> 重度化対応には個別支援の充実が重要であり、グループホームなどでの支援体制の充実を図り、地域生活を希望する者が地域で安心して生活することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備してまいります。	自立支援協議会 提言
42	本文	また、障がい者の重度化・高齢化に伴い、地域移行が困難だと感じている本人・家族・入所施設の職員も多いことから、市町村との連携のもと、重度障がい者が暮らすグループホーム等の見学や地域での体験、相談支援専門員と入所施設職員との情報共有等を通じて、地域移行へ向けた意識向上・理解促進を図っていきます。	また、障がい者の重度化・高齢化に伴い、地域移行が困難だと感じている本人・家族・入所施設等の職員も多いことから、市町村や <u>基幹相談支援センター</u> との連携のもと、重度障がい者が暮らすグループホーム等の見学や地域での体験、相談支援専門員と入所施設職員との情報共有等を通じて、 <u>地域生活の継続及び地域移行へ向けた意識向上・理解促進を図っていきます。</u> <u>障がい者の重度化・高齢化の他、ジェンダーやSOGI等、多様化する支援に対応するため、職員の負担軽減を図ることにより、支援の質の向上につなげていくことが必要です。</u>	
43	本文	できる限り自分たちで障がいのある子を支援たいと思う親などの家族にとっては、支援が困難になったときに入所施設の利用が第一の選択肢となるケースが多いことから、重度化しても可能な限りグループホーム等での生活が維持できるように、地域での支援体制の充実や支援者のスキルアップ、施設・事業所へのバックアップにも取り組んでいきます。	できる限り自分たちで障がいのある子を支援たいと思う親などの家族にとっては、支援が困難になったときに入所施設の利用が第一の選択肢となるケースが多いことから、重度化しても可能な限りグループホーム等での生活が維持できるように、地域での支援体制の充実や支援者のスキルアップ、 <u>入所施設等による事業所へのバックアップ等の環境整備等</u> にも取り組んでいきます。	自立支援協議会 提言

頁		旧	新	備考
43	本文	<p>(2) 入所施設の今後の機能のあり方</p> <p>国の障がい福祉計画に係る基本指針においても、施設入所者数の削減目標が掲げられる一方、障がい者を支援する親の高齢化や当事者の重度化に伴って、入所施設の利用ニーズが高まっています。</p>	<p><u>(2) 地域における障がい者等への支援体制について</u></p> <p>国の障がい福祉計画に係る基本指針においても、施設入所者数の削減目標が掲げられる一方、障がい者を支援する親の高齢化や当事者の重度化に伴って、入所施設の利用ニーズは一定数を維持しており、施設への入所待機者については、グループホーム等における地域生活の継続の可能性の検討や、本人・家族への施設入所後の地域移行の説明や意向確認が行われないまま、入所を待機している方もいます。強度行動障がいや精神障がいなどを理由に、地域での生活が困難となった障がい者の短期入所の継続的使用も大きな課題となっており、本人の意思決定支援やエビデンスに立脚したアセスメントに基づき、入所の必要性を精査するとともに、地域生活を継続できるよう地域における相談支援体制の充実・強化や生活基盤の整備を図ることが必要です。</p>	自立支援協議会 提言
43	本文	<p>「障がい者が自ら希望する暮らし」を選択するという理念のもと、入所者数削減や地域移行者数増加だけでなく、交流の場としての地域住民への開放、職員向け研修の充実等による施設のサービスの質の向上、グループホーム等の機能強化や訪問看護などの医療・介護サービスも利用した自宅での生活環境の整備を図りつつ、障がい者の状態像や生活環境の変化に適切に対応できる住まいの確保に努めていきます。</p>	<p>「障がい者が自ら希望する暮らし」を選択するという理念の下、入所者数削減や地域移行者数増加だけでなく、交流の場としての地域住民への開放や地域生活支援拠点等における緊急時の受入れ・対応、職員向け研修の充実等による施設のサービスの質の向上、グループホーム等の機能強化や訪問看護などの医療・介護サービスも利用した自宅での生活環境の整備を図りつつ、障がい者の状態像や生活環境の変化に適切に対応できる住まいの確保に努めていきます。</p>	自立支援協議会 提言
44	本文	<p>今後、長期入所等の解消に向け、例えば入所施設を緊急避難的な受入れを担う場とし地域との循環を図るなど、入所施設の機能・役割を整理・検討した上で、支援を必要とする人が必要なサービスにつながるよう市町村とともに取り組んでいきます。</p>	<p>今後、地域生活の継続及び地域移行を促進していくためには、障がい者を取り巻く人や市町村をはじめとする関係機関の認識の形成と共有が重要です。地域で生活することの重要性について、市町村や基幹相談支援センターが中心となり、入所中の方への適切な意思決定支援に基づく地域生活への移行の意向確認を進めるため、相談支援体制の強化・充実を図ります。</p>	自立支援協議会 提言
44	本文	新規追加	<p>また、入所施設や地域の事業所等において、地域生活のイメージの普及を行い、地域生活推進の意識醸成を図るとともに、入所施設や地域の事業所等の連携ネットワークを構築し、入所が必要な方が順次入所し、一定の高度かつ集中的な支援を経て地域生活へ移行し、次の待機者が施設入所するといった循環が進むよう働きかけていくことにより、地域生活の推進の取組みを進めていきます。</p>	自立支援協議会 提言

頁		旧	新	備考
44	本文	新規追加	さらに、入所待機者が自ら希望する暮らしを選択するためには、入所待機者のグループホーム等における地域生活の継続の可能性の検討や、本人・家族への施設入所後の地域移行の説明や意向確認を行い、入所施設だけでなく、入所施設以外の地域での生活を選択できるように働きかけていくことが重要です。入所前から地域生活の継続を前提とした支援を協議会等で検討し、施設入所が必要な方から順次、入所が可能となるよう地域生活の促進を図る取組みを進め、	自立支援協議会 提言
45	本文	重度化・高齢化や障がい種別・特性に対応した支援など事業所のサービスの質の向上を目的とした研修等の充実を図るとともに、障がい者の地域生活を支える家族のレスパイトを支援する観点から、必要に応じて施設等の短期利用の整備促進に向けた環境づくりに努めています。	重度化・高齢化や障がい種別・特性に対応した支援など事業所のサービスの質の向上を目的とした研修等の充実、一人ひとりの障がい特性に合わせた環境整備に加えて、障がい者の地域生活を支える家族のレスパイトを実現する観点から、必要に応じて施設等の短期利用の整備促進に向けた環境づくりなど地域にある社会資源の人的・物的なリソースの有効活用を進めていく必要があります。	自立支援協議会 提言
46	本文	相談支援体制について、それぞれの地域における相談支援事業所の計画相談支援・地域相談支援、市町村の一般的な相談支援、基幹相談支援センターの総合的・専門的な相談支援などの相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、困難事例等における専門的な指導・助言及び人材育成の更なる強化・充実など相談支援体制の再構築を検討していきます。	相談支援体制について、「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」(令和5年7月大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント部会)に基づき、基幹相談支援センターを全ての市町村に設置し、基幹相談支援センターが本来の役割を担える体制整備を行うとともに、相談支援専門員による計画相談が必要な障がい児者全てに行き届くよう、相談支援に従事する人材養成に取組むなど相談支援体制の充実・強化に努めます。	自立支援協議会 提言
46	本文	相談支援専門員に加え、グループホームの世話人や訪問看護師、行動援護・移動支援のヘルパーなどの障がい児者の地域生活を支える重要な機能である障がい福祉サービス事業所等の人材確保に向けた取組みも重要です。職員が研修等を受講する際の事業所に対する負担軽減措置、多職種連携の推進や従業員に対する処遇改善とともに、サービス従事者の資質向上のための専門的な研修等を実施していく必要があります。さらに、障がい者が研修などに参加する際の情報保障等の合理的配慮の提供も拡大していきます。	相談支援専門員に加え、グループホームの世話人や訪問看護師、行動援護・移動支援のヘルパーなどの障がい児者の地域生活を支える重要な機能である障がい福祉サービス事業所等の人材確保に向けた取組みも重要です。職員が研修等を受講する際の事業所に対する負担軽減措置、多職種連携の推進や従業員に対する処遇改善とともに、サービス従事者の資質向上のための研修等の実施など、専門的な支援の確保を含めた地域での支援体制の整備が必要です。さらに、障がい者が研修などに参加する際の情報保障等の合理的配慮の提供も拡大していきます。	自立支援協議会 提言
51	具体的 取組み	新規追加	○市町村の相談支援体制の充実(地域生活支援課) 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するという支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	自立支援協議会 提言



頁		旧	新	備考
51	具体的 取組み	新規追加	<p>○地域生活を支えるための基盤整備(生活基盤推進課) 障がい者が自ら希望する暮らしを選択し、安心して地域生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点等の充実・強化やグループホームの整備促進等、地域における生活基盤の整備を図るとともに、貴重な資源である入所施設が求められる機能を果たすよう基盤の整備に取り組んでいきます。</p>	自立支援協議会 提言
52	具体的 取組み	<p>○府立福祉型障がい児入所施設の運営(地域生活支援課) 府立こころ福祉センターにおいては、老朽化による建替(令和5年4月予定)を契機に、ユニット化によるケア単位の小規模化を行い、家庭的な養育環境の推進を図るとともに、地域生活への移行に向けた支援について検討します。</p>	<p>○府立福祉型障がい児入所施設の運営(地域生活支援課) 府立こころ福祉センターにおいては、老朽化による建替を契機に、ユニット化によるケア単位の小規模化を行い、家庭的な養育環境の推進を図るとともに、地域生活への移行に向けた支援について検討します。</p>	時点修正
53	具体的 取組み	新規追加	<p>また、エレベーターを設置していない中層住宅については、築年数や階数、集約建替等の着手時期を考慮して、エレベーター設置を計画的に進めます。</p>	時点修正
53	具体的 取組み	<p>▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことを受け、これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を法に基づく登録制度に移行し、今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。</p>	<p>▼居住支援体制の充実 障がい者を含む住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」に基づき、が市区町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促進します。</p>	時点修正
55	具体的 取組み	<p>○難病患者に対する相談支援機能の充実(地域保健課) 大阪難病相談支援センターにおいて、日常生活相談や患者交流会等、当事者の目線に立った療養生活支援を実施するとともに、大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者や家族の医療等に関する相談業務の実施や保健所等が実施する難病患者に対する個別支援等に対して医療の立場から助言を行います。 また、令和3年4月の大阪難病相談支援センターの移転に向け、大阪難病医療情報センターや各保健所との更なる連携体制の強化を図り、相談事業等を充実させます。</p>	<p>○難病患者に対する相談支援機能の充実(地域保健課) 大阪難病相談支援センターにおいて、日常生活相談や患者交流会等、当事者の目線に立った療養生活支援を実施するとともに、大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者や家族の医療等に関する相談業務の実施や保健所等が実施する難病患者に対する個別支援等に対して医療の立場から助言を行います。</p>	時点修正

頁		旧	新	備考
59	本文	新規追加	<p><u>また、令和4年2月に策定された国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和2年6月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターを難聴児支援の中核機能拠点として、関係機関と連携し、早期支援を推進します。</u></p>	難聴児
60	本文	(1) 早期療育を受ける	<p><u>(1) 早期療育等を受ける</u></p>	難聴児
60	本文	<p>特に難聴児については、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク等を活用して、福祉・保健医療・教育等の関係機関とさらなる連携を図ります。</p>	<p>特に難聴児については、<u>国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本指針」を踏まえ</u>、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク等を活用して、福祉・保健医療・教育等の関係機関とさらなる連携を図ります。</p>	難聴児

頁		旧	新	備考
72	本文	<p>また、民間企業における障がい者を取り巻く雇用状況については、障がい者雇用率が平成30年に2.2%、令和3年に2.3%と段階的に引き上げられ、雇用されている障がい者数は増加傾向であり、障がい者雇用の裾野が拡大しています。このような状況を契機とし、民間企業等での障がい者理解がより浸透するための取組みや、さらなる障がい者雇用の創出や働き続けることができる職場環境づくりを進めていく必要があります。</p>	<p>また、民間企業における障がい者を取り巻く雇用状況については、障がい者雇用率が令和6年4月に2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月からは2.7%になることが決まっていることなどを背景に、雇用されている障がい者数は増加傾向であり、障がい者雇用の裾野が拡大しています。このような状況を契機とし、民間企業等での障がい者理解がより浸透するための取組みや、さらなる障がい者雇用の創出や働き続けることができる職場環境づくりを進めていく必要があります。</p>	時点修正

頁		旧	新	備考
82	本文	障がい者の重度化・高齢化に伴い、医療へのニーズは高まっています。特に医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等とその家族も含めて支援を充実させていくことが重要です。	障がい者の重度化・高齢化に伴い、医療へのニーズは高まっています。特に医療的ケアを要する重症心身障がい児者等とその家族も含めて支援を充実させていくことが重要です。	文言修正
82	本文	また、重症心身障がい児や医療的ケア児の人数・ニーズや支援体制の現状を把握し、短期入所の役割やあり方を検討するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携のもと、医療的ケア児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備を推進し、包括的な支援体制を構築します。また、医療との連携が必要な強度行動障がいの状態を示す方や高次脳機能障がい等を有する障がい児者に対する支援体制を検証し、整備を図ります。	また、重症心身障がい児や医療的ケア児の人数・ニーズや支援体制の現状を把握し、短期入所の役割やあり方を検討するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携のもと、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備を推進し、包括的な支援体制を構築します。令和5年4月に設置した医療的ケア児支援センターを中心に地域全体で医療的ケア児及びその家族を支える仕組みの構築をさらに進めていくことをめざします。また、医療との連携が必要な強度行動障がいの状態を示す方や高次脳機能障がい等を有する障がい児者に対する支援体制を検証し、整備を図ります。	文言修正
83	本文	依存症対策については、大阪依存症包括支援拠点「OATIS（オーティス）」を中心に、予防、相談、治療、回復支援を切れ目なく行うための取組みを行います。	依存症対策については、第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、普及啓発、相談支援体制、治療体制、切れ目のない回復支援体制の強化などを行ってまいります。	依存症対策
88	具体的取組み	○医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進（地域生活支援課） 医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻く様々な課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制の下、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化に取り組みます。 また、市町村における医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、府の協議の場を運営し、市町村等と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。	○医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進（地域生活支援課） 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等を取り巻く様々な課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制の下、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化に取り組みます。 また、市町村における医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、府の協議の場を運営し、市町村等と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。	文言修正
88	具体的取組み	○保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課） 府保健所を拠点として、身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。 また、医療依存度の高い重症心身障がい児・家族等が地域で安心して生活し、生活の質の向上が図られるように、在宅生活を支援する医療機関・地域の関係機関等のネットワーク連携会議を開催します。	○保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課） 府保健所を拠点として、身体障がい児・慢性疾患児や医療的ケアを要する重症心身障がい児者等その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。 また、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等・家族等が地域で安心して生活し、生活の質の向上が図られるように、在宅生活を支援する医療機関・地域の関係機関等のネットワーク連携会議を開催します。	文言修正

頁		旧	新	備考
91	本文	<p>令和3年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、障がい者が活躍する姿に全世界の人々が注目する機会となり、パラリンピアンをめざす人や、障がい者スポーツに関わっていく人が増加することも想定されることから、引き続き「する」「みる」「ささえる」という観点から障がい者スポーツの促進を図っていくことが重要です。</p>	<p>令和3年に、東京オリンピック・パラリンピックが、開催され、また令和7年には東京でデフリンピックが開催される予定です。これを契機に障がい者が活躍する姿に全世界の人々が注目する機会となり、パラリンピアンやデフリンピアンをめざす人や、障がい者スポーツに関わっていく人が増加することも想定されることから、引き続き「する」「みる」「ささえる」という観点から障がい者スポーツの促進を図っていくことが重要です。</p>	時点修正

頁		旧	新	備考
96	本文	また、平成28年に障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例が施行され、合理的配慮の概念は一定浸透してきましたが、依然として様々な場面で差別事案が発生しています。そのため、差別解消の実効性を担保する観点から、令和3年4月から大阪府において事業者による合理的配慮の提供を義務化することにより、事業者に法の理念をより浸透させ、事業者と当事者との間での建設的対話の促進を図ります。	また、平成28年に障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例が施行され、 <u>令和3年4月には大阪府において事業者による合理的配慮の提供を義務化したことにより</u> 、合理的配慮の概念は一定浸透してきました。 <u>しかし</u> 、依然として様々な場面で差別事案が発生しています。 <u>令和6年4月からは改正障害者差別解消法が施行され、全国的にも事業者による合理的配慮の提供を義務化することを契機に、法の理念をより浸透させ</u> 、事業者と当事者との間での建設的対話の促進を図ります。	差別解消
97	本文	新規追加	<u>また、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する府民の関心と理解が深まるよう、障害者による情報取得等に資する機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実などに取り組みます。</u>	情報アクセシビリティ法
99	本文	医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等、難病患者にとって、避難所における電源や医薬品などの確保は必要不可欠なものであり、それら機能の確保に向けた取組みが必要です。	医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者にとって、避難所における電源や医薬品などの確保は必要不可欠なものであり、それら機能の確保に向けた取組みが必要です。	文言修正
99	本文	また、自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症への対応など、パンデミック（感染症が世界的規模で大流行すること。）についても視野に入れる必要があり、様々な災害等について、障がい種別に応じた情報保障、避難所等の機能確保に関係機関が連携して取り組んでいきます。	また、自然災害だけではなく、 <u>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新興感染症への対応</u> についても視野に入れる必要があり、様々な災害等について、障がい種別に応じた情報保障、避難所等の機能確保に関係機関が連携して取り組んでいきます。	新型コロナ
100	本文	令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症については、急速な蔓延や感染経路不明の感染者の増加や医療提供体制の逼迫により、国民の生命・健康に重大な被害を与える恐れがあるとして、令和2年4月7日に政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づいて緊急事態宣言が発出されたことに伴い、大阪府においても新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条及び第45条に基づき、外出自粛やイベントの開催自粛の要請や感染防止のための協力要請を実施し、府民の経済活動・社会活動等にも甚大な影響を及ぼしました。	(削除)	新型コロナ
100	本文	新型コロナウイルス感染症患者については、医療機関からの発生届を基に保健所が把握し、保健所長が療養等の方針を決定することとしており、入院先についても大阪府入院フォローアップセンターが保健所と協力し、速やかに入院できるよう府内で調整しています。 障がい者支援施設等の入所者・従事者等に発熱の症状を呈する場合には必ず検査を実施するとともに、検査の結果で陽性が判明した場合には入所者・従業者等の全員に対して原則検査を実施するよう国から要請されているところであり、引き続き対応してまいります。	(削除)	新型コロナ
100	本文	また、「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、必要な取組みを進めていくとともに、日頃から国・市町村・関係団体との連携を図り、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた事前準備を行ってまいります。	<u>新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取組みや各発生段階における大阪府が実施する対策など示した「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、日頃から国・市町村・関係団体との連携を図り、感染拡大防止策の周知啓発や感染症発生時に備えた事前準備等、必要な取組みを行ってまいります。</u>	新型コロナ

頁		旧	新	備考
100	本文	新規追加	<p><u>また、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための取組みを示した「大阪府感染症予防計画」に基づき、感染予防対策の周知等、必要な取組みを行うとともに、医療機関と医療措置協定の締結等により、新興感染症の発生及びまん延時における自宅療養者等への医療提供体制を整備します。</u></p>	新型コロナ
101	本文	意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障は必要不可欠なものであり、障がい者施策推進協議会に設置されている「意思疎通支援部会」での議論も踏まえ、意思疎通支援に関する施策のより一層の充実を図っていきます。	<p>意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障は必要不可欠なものであり、<u>障がい者その他の者の意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上など</u>、障がい者施策推進協議会に設置されている「意思疎通支援部会」での議論も踏まえ、意思疎通支援に関する施策のより一層の充実を図っていきます。</p>	情報アクセシビリティ法
106	具体的取組み	<p>○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進（防災企画課、障がい福祉企画課）</p> <p>自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用して、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みます。</p> <p>また、避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。</p>	<p>○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進（防災企画課、障がい福祉企画課）</p> <p>自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用して、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みます。</p> <p>また、避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。</p> <p><u>「水害ハザードマップ作成の手引き」を踏まえ、あらゆる人が活用できるハザードマップとなるよう、市町村に対し、音声読み上げ対応等について働きかけていきます。</u></p>	情報アクセシビリティ法
107	具体的取組み	<p>○府政情報の提供の充実（障がい福祉企画課・府政情報室）</p> <p>府政に関する情報について、障がい特性に配慮して府民に提供するとともに、必要に応じて府政情報の点字化や音声化、テロップ、手話の導入の他、使いやすいホームページづくりに努めます。</p> <p>災害時等においては、関係部局とも連携しながら、府ホームページやSNS等の広報媒体を活用して、正確でわかりやすい情報発信に努めます。</p>	<p>○府政情報の提供の充実（障がい福祉企画課・府政情報室）</p> <p>府政に関する情報について、障がい特性に配慮して府民に提供するとともに、必要に応じて府政情報の点字化や音声化、テロップ、手話の導入の他、使いやすいホームページづくり・<u>リーフレット等</u>の作成に努めます。</p> <p>災害時等においては、関係部局とも連携しながら、府ホームページやSNS等の広報媒体を活用して、正確でわかりやすい情報発信に努めます。</p>	情報アクセシビリティ法